

令和4年2月17日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
健保担当理事 倉岡 隆

**新型コロナウイルス感染症に係る救急医療管理加算1（950点）の  
算定について**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より医師会会務にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、神奈川県医師会より標記の件につきまして通知がまいりましたので、お知らせ致します。

郡市医師会長 殿

神奈川県医師会  
会長 菊岡正和  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症に係る 救急医療管理加算 1 (950 点) の算定について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、医療機関において抗原定性検査を実施し、当日に陽性が判明し、その場で処方箋を発行した場合の救急医療管理加算 1 の取扱いについて、疑義が生じていたことから、日本医師会に確認いたしました。

本加算については厚生労働省より別添のとおり、令和 2 年 4 月 8 日付で発出された「診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 9)」で緊急に入院が必要であると認められた新型コロナウイルス感染症患者について算定が認められ、さらに、令和 3 年 9 月 28 日付で発出された「診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 63)」では入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、1 日につき 1 回算定できると示され、当日に陽性が判明した場合も、救急医療管理加算 1 は、令和 3 年 9 月 28 日から算定可とのことです。

つきましては、貴会会員への周知につきましてご協力お願いいたします。

### 【事例①】

医療機関が発熱等で受診した患者に対して、抗原検査 (定性) を実施し、当日に結果が陽性と判明したため、HERSYS に入力し、処方箋を発行した。

### 【事例①への対応】

#### 1. 通常の保険診療分

初診料 (288 点)、院内トリアージ実施料 (300 点)、二類感染症患者入院診療加算 (250 点)、鼻腔・咽頭拭い液採取料 (5 点)

※ 二類感染症患者入院診療加算の算定は、県HPに発熱診療等医療機関として公表している医療機関に限る。

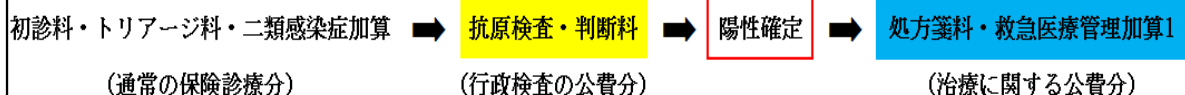
#### 2. 行政検査の公費分

抗原検査(定性) (300 点)、免疫学的検査判断料 (144 点)

#### 3. 治療に関する公費分 (自宅療養等の公費)

処方箋料 (68 点)、救急医療管理加算 1 (950 点)

事例①



## 【事例②】

無料検査場や抗原定性検査キット等による検査で陽性反応が出た患者が医療機関を受診し、医師から陽性の確定診断を受け、HERSYS に入力し、処方箋を発行した。

## 【事例③】

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となり、医療機関を受診し、医師から疑似症患者として確定診断を受け、HERSYS に入力し、処方箋を発行した。

## 【事例④】

無料検査場や抗原定性検査キット等による検査で陽性反応が出た患者が、自主療養を選択し、その後、症状が発症し医療機関を受診のうえ、医師から陽性の確定診断を受け、HERSYS に入力し、処方箋を発行した。

### 【事例②～④への対応】

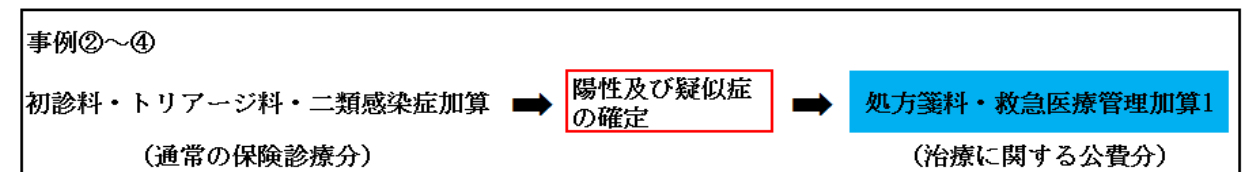
#### 1. 通常の保険診療分

初診料（288点）、院内トリアージ実施料（300点）、二類感染症患者入院診療加算（250点）

※ 二類感染症患者入院診療加算の算定は、県HPに発熱診療等医療機関として公表している医療機関に限る。

#### 2. 治療に関する公費分（自宅療養等の公費）

処方箋料（68点）、救急医療管理加算1（950点）



### 公費負担者番号及び受給者番号について

#### 1. 行政検査の公費番号

##### (1) 公費負担者番号

神奈川県（横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504

##### (2) 受給者番号「9999996（7桁）」

#### 2. 自宅療養等の公費番号

(1) 公費負担者番号28140606

(2) 受給者番号「9999996（7桁）」

神奈川県医師会保険医療・学術課 椿、深澤  
〒231-0037 神奈川県横浜市中区富士見町 3-1  
TEL 045 - 241 - 7000(代)  
FAX 045 - 241 - 1464

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにおける救急医療管理加算1に関するこれまでの経緯（抜粋）

## 令和2年4月8日 臨時的な取扱い（その9）

### 2入院における対応について

緊急に入院を必要とする新型コロナウイルス感染症患者に対する診療を評価する観点から、新型コロナウイルス感染症患者の入院診療に当たっては、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要であると認めた患者（入院基本料又は特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、算定告示A205の1救急医療管理加算1を算定できることとする。その際、最長14日算定できることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症患者については、算定告示A205救急医療管理加算の注1に規定する「緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者」とみなすものとする。

また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみA205の1救急医療管理加算1を算定する保険医療機関については、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の体制を確保しており、かつ、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第八の六の二に規定する要件を満たしているものとみなすとともに、第一に規定する届出は不要とすること。

## 令和3年9月28日 臨時的な取扱い（63）

問7 入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療（緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）を実施した場合、当該外来診療に係る「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（1）に示される救急医療管理加算1（950点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1日につき1回算定できる。ただし、同一日に本事務連絡の問3における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）、問6における救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数（4,750点）、8月27日事務連絡の（1）に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は同事務連絡の（2）に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）は併算定できない。なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。